

## 拡充される「教育訓練給付金」の 対象講座についてのお知らせ

厚生労働省では、中長期的なキャリアアップを支援するため、厚生労働大臣が専門的・実践的な教育訓練として指定した講座を受講した場合に、教育訓練給付金の給付割合を引き上げることとしています。

福井県内の新しい制度の対象となる講座は、以下のとおりです。

厚生労働省のホームページでもお知らせをしておりますので、ご確認ください。

### [拡充対象となる講座]

○平成27年4月以降開講講座

項番	目標とする資格等名称	施設名	講座名	実施方法	昼夜	訓練期間
1	介護福祉士	大原スポーツ医療保育福祉専門学校	介護福祉士科 介護福祉士コース	通学	昼間	24ヵ月
2	美容師	大原スポーツ医療保育福祉専門学校	美容科 美容コース	通学	昼間	24ヵ月
3	介護福祉士	福井県医療福祉専門学校	社会福祉専門課程 こども・介護学科 保育士・介護福祉士コース	通学	昼間	24ヵ月
4	調理師	青池調理師専門学校	調理師科(昼間部)	通学	昼間	12ヵ月
	(以上9月決定分)					



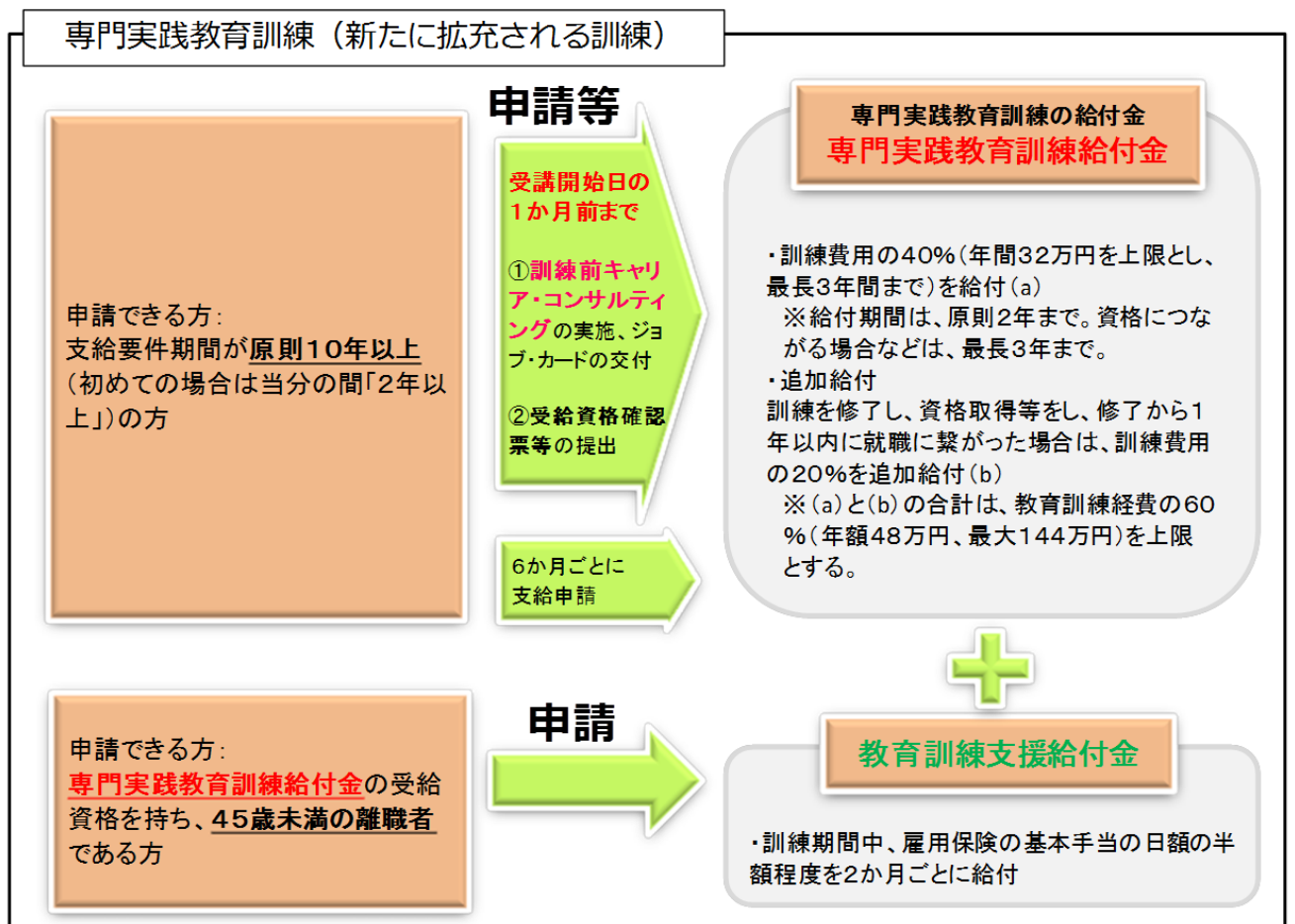
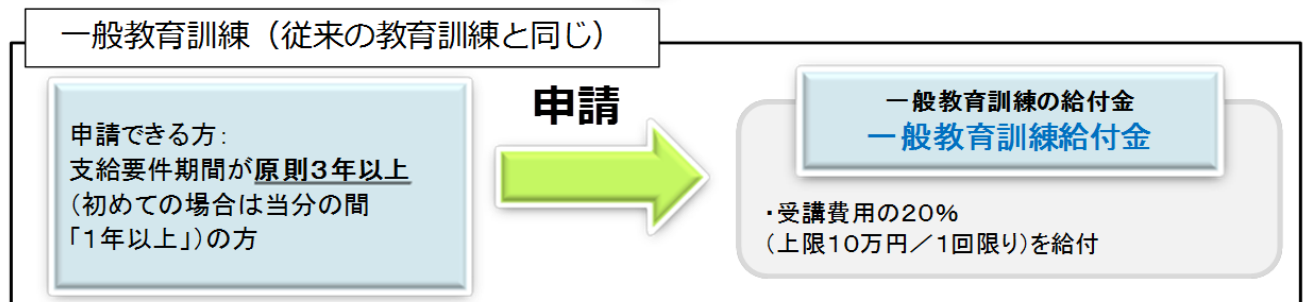
# 平成26年10月1日からの教育訓練給付制度の概要

10月1日以降は「一般教育訓練」と「専門実践教育訓練」の2種類になります。

## 平成26年9月30日まで



## 平成26年10月1日から



※現在、雇用保険の一般被保険者であるか、また一般被保険者であったなど、一定の要件を満たす方が対象。

教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）についてはこちらまで

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/shokugyounouryoku/career\\_formation/kyouiku/](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/shokugyounouryoku/career_formation/kyouiku/)